

# 大洲市民文化会館整備アドバイザー業務 公募型プロポーザル実施要領

本プロポーザルは、大洲市令和7年度6月補正予算成立を前提とした契約の事前準備手続きであり、予算成立後に効力を生じる業務です。したがって大洲市議会において補正予算が否決された場合は、委託契約は締結しないものとします。なお、契約しなかった場合においても、応募者が本業務を実施するために支出した費用（準備行為も含む。）、提供した知見の対価等については、一切補償しません。

## 1 目的

---

この要領は、大洲市民文化会館整備アドバイザー業務（以下「本業務」という。）の契約相手となる事業者をプロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という）により選定するために必要な事項を定めるものです。

## 2 業務概要

---

- (1) 業務名  
大洲市民文化会館整備アドバイザー業務
- (2) 業務の目的  
別紙「大洲市民文化会館整備アドバイザー業務仕様書」（以下仕様書）のとおり
- (3) 業務内容  
別紙仕様書のとおり
- (4) 業務期間  
契約締結日の翌日から令和8年3月19日まで
- (5) 事業規模（提案限度価格）  
4,300千円（消費税及び地方消費税を除く。）  
ただし、この金額は、提案内容の規模を示すものであり、契約時の予定価格を示すものではないことに留意してください。

## 3 実施形式

---

本プロポーザルは、公募型で実施します。

## 4 参加資格

---

本プロポーザルに参加をしようとする者は、次に掲げる参加資格要件を全て満たしていることが必要です。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされ

ている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

- (3) 会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 大洲市建設工事等競争入札参加者資格審査要綱（平成17年大洲市告示第22号）の規定により、令和7・8年度の競争入札参加資格の認定を受けていること。ただし、資格の認定を受けていない者が本プロポーザルに参加を希望する場合は、令和7年6月16日（月）（参加申込書等提出期限）までに、後記7（1）③の参加資格確認書類を提出し、確認を受けることで、本プロポーザルに限り参加することができます。
- (5) 募集開始日（公告日）において、大洲市建設工事等入札参加資格停止措置要綱（平成17年大洲市告示第106号）の規定による入札参加資格停止等の処分を受けていない者であること。
- (6) 大洲市暴力団排除条例（平成23年大洲市条例第22号）に規定する暴力団員等でないこと及び暴力団員等との関係を有していない者であること。

## 5 プロポーザル実施スケジュール

本プロポーザルは次のスケジュールで実施します。

項目	日程
1 公募型のプロポーザル実施公告	令和7年6月2日（月）
2 実施要領等に関する質疑受付	令和7年6月9日（月）17時まで
3 実施要領等に関する質疑回答	令和7年6月11日（水）以降
4 参加申込書の提出期限	令和7年6月16日（月）17時必着
5 参加申込者の確認結果の通知	令和7年6月18日（水）
6 企画提案書等の受付期限	令和7年6月27日（金）17時必着
7 プレゼンテーション・ヒアリング	令和7年7月8日（火）予定
8 審査結果の通知・公表	令和7年7月上旬予定
9 業務委託契約の締結・業務開始	令和7年7月下旬予定

## 6 参加手続き

### (1) 実施要領・仕様書等の確認

#### ① 公表日

令和7年6月2日（月）

#### ② 公表方法

大洲市公式ホームページ

#### ③ 入手方法

本プロポーザルに係る実施要領等の関係書類は、下記の大洲市ホームページ（以下「市ホームページ」という）からダウンロード可能です。また、総務部財政契約課でも配布します。

URL <http://www.city.ozu.ehime.jp/soshiki/zaisei/67198.html>

#### ④ 質問の受付及び回答

##### 1) 質問方法

実施要領、仕様書等に係る質問は、質問票（様式第1号）によるものとし、電子メールにより提出してください。なお、質問書提出後には、必ず電話により受信確認を行ってください。

※本業務の質問書であることを把握しやすくするため、電子メールの件名は次のとおりとします。

「大洲市民文化会館整備アドバイザー業務に係る質問書」

##### 2) 受付期間

令和7年6月2日（月）から令和7年6月9日（月）17時までとします。

（ただし、受信確認は、土曜及び日曜を除く9時から17時までとします。）

##### 3) 提出先メールアドレス及び受信確認先電話番号

大洲市 総務部 財政契約課 市民文化会館建設推進室

E-mail: [kensetsu-suishin@city.ozu.ehime.jp](mailto:kensetsu-suishin@city.ozu.ehime.jp)

電話番号: 0893-24-1721（直通）

##### 4) 回答方法

令和7年6月11日（水）以降に市ホームページに掲載します。

## 7 参加申込書等の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、本実施要領、仕様書及び大洲市契約に関する規則等の各規定を理解した上で、次のとおり必要書類を提出してください。

### (1) 提出書類及び部数

#### ① 参加申込書（様式第2号）

→1部（A4判・片面印刷）

#### ② 会社概要書（企業パンフレット可）

→1部

#### ③ 参加資格確認書類

→各1部

※提出不要の場合もあるので、前記4の参加資格(4)を必ず確認してください。

1) 法人にあつては、登記簿謄本（履歴事項全部証明書または現在事項全部証明書）の写し

2) 財務諸表（貸借対照表及び損益計算書）

3) 市内に本店又は営業所を有する法人にあつては、直近年度の市税（全税）及び国税（法人税、消費税及び地方消費税）、市外に本店又は営業所を有する法人にあつては、直近年度の国税（法人税、消費税及び地方消費税）の納税証明書（未納がないことが確認できるもの）

4) 市内に事務所を有する個人にあつては、直近年度の市税（全税）及び国税（所得税、消費税及び地方消費税）、市外に事務所を有する個人にあつては、直近年度の国税（所得税、消費税及び地方消費税）の納税証明書（未納がないことが確認でき

- るもの)
- (2) 提出期限  
令和7年6月16日(月) 17時 必着
- (3) 提出方法  
持参又は郵送  
※持参の場合は、土・日・祝日を除く9時から17時までとします。  
※郵送による場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等により申込書類等が提出先に到達しなかったことによる異議を申し立てることはできません。  
※封筒の表には本プロポーザルに係る書類が入っていることが分かるように記載してください。
- (4) 提出先  
〒795-8601  
愛媛県大洲市大洲690番地の1  
大洲市 総務部 財政契約課 市民文化会館建設推進室  
電話番号： 0893-24-1721 (直通)
- (5) 失格事項  
次のいずれかに該当する場合は、その者を失格とします。  
① 前記4の参加資格要件を満たさない者  
② 提出書類に不備又は虚偽の記載をした者  
③ 必要書類が提出期限内に到着しなかった者
- (6) 参加資格確認結果  
参加申込書等提出者に対し、参加資格審査結果通知書(様式第3号)を電子メール及び文書で通知します。

## 8 企画提案書等の提出

---

本プロポーザルの参加者は、次のとおり企画提案書等を提出してください。

- (1) 提出書類及び部数
- ① 企画提案書等提出届(様式第4号)  
→1部(A4判・片面印刷)
- ② 業務実績書(様式第5号)  
→8部(A4判・片面印刷)
- 1) 過去10年程度の間、国や地方公共団体と契約を締結した同種または類似業務の実績の中で、本業務を実施する上で参考となるような実績(最大3件)
- ③ 実績確認書類(契約書等の写し)  
→1部(A4判・両面印刷、ホチキス止め)
- ④ 業務実施体制調書(様式第6号)  
→8部(A4判・片面印刷、複数枚になる場合はホチキス止め)

⑤ 予定技術者の実績確認書類（契約書等の写し）

→1部（A4判・両面印刷、ホチキス止め）

⑥ 企画提案書（様式第7号）

→8部（A3判・2枚、片面印刷、クリップ止め）（横使い）

- 1) 下記の項目に関する企画提案（テーマに対する考え方）をA3判2枚にまとめてください。用紙内のレイアウトは自由とするが、記載順は下表のとおりとし、提案項目名を明示してください。

提案項目	
ア	本業務を実施するに当たっての基本的な取組方針や着眼点等
イ	業務実施スケジュール
ウ	具体的な手法及び作業手順
エ	本業務を遂行する上で重要と考える課題及び検討事項
オ	その他追加提案

2) 会社名などを特定できるような記入はしないでください。

3) 使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とします。

4) 文字の大きさは、原則として11ポイント以上としてください。

⑦ 見積書及び内訳書（任意様式）（消費税及び地方消費税抜き）

→1部

⑧ 上記(1)⑥企画提案書の電子データ（PDF形式）

→1部（CD-R、DVD-Rのいずれかによる提出とし返却はしません。）

(2) 提出期限

令和7年6月27日（金）17時 必着

(3) 提出方法

提出する提案は1案とし、持参又は郵送

※持参の場合は、土・日・祝日を除く9時から17時までとします。

※郵送による場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等により申込書類等が提出先に到達しなかったことによる異議を申し立てることはできません。

※封筒の表には本プロポーザルに係る書類が入っていることが分かるように記載してください。

(4) 提出先

前記7(4)に同じ

(5) 留意事項

① 参加申込書提出後に辞退する場合は、速やかに辞退届（様式第8号）を前記7(4)に提出してください。

② 提出された企画提案書の著作権は各提出者に帰属するが、複製、記録作成など、本プロポーザルに関する事務において、市が使用することができるものとします。

- ③ 企画提案書に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した場合、生じた責任は企画提案者が負うものとしします。

## 9 受託候補者の選定

### (1) 選定方法

本プロポーザルの審査は、提出された「企画提案書類」審査としてプレゼンテーション及びヒアリング（非公開）を行います。

審査は、「大洲市民文化会館整備アドバイザー業務事業者選定審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において行い、各審査者の評価点の合計点が最も高い提案を行った事業者を受託候補者とし、同点の場合は、審査委員会での協議により順位を決定し、受託候補者1者及び次点者1者を選定します。

ただし、各審査者の評価合計点には最低基準点を設定しており、それ以上の点数を得た者がいなかった場合は、受託候補者の決定は行いません。また、企画提案者が1者のみの場合であっても、提案内容の審査を行い、選定の可否を決定します。

### (2) 評価項目、判断基準及び配点

評価項目		評価のポイント	配点
業務能力等	業務実績等	業務履行実績の評価	25
	業務実施体制等	業務を経験した担当者の配置、体制を評価	
企画提案	業務実施の方針及び進め方等	・業務内容の理解度	60
		・取組内容や着眼点の的確性	
	・業務手順、工程、フロー等の妥当性		
ヒアリング	・提案内容の的確性と実現性	10	
	・課題や検討事項の的確性		
	・専門的知見やノウハウを活かした説得力		
見積書	見積額	・効果的な追加提案	5
		質問に対する対応性	
		専門性及び取組意欲	
合 計			100

### (3) プレゼンテーション及びヒアリング（非公開）

#### ① 実施日程

令和7年7月8日（火）13時30分からを予定していますが、詳細については、決定次第、企画提案者全員に通知します。

順序については、企画提案書類の受け付け順とします。

※参加者が多数となったときは、プレゼンテーションの実施方法等を変更する場合があります。

#### ② 実施方法

1提案者について、プロジェクターを用いたプレゼンテーション（発表時間15分、質疑応答10分）を予定しています。

#### ③ 出席者

当該業務に参画予定の管理技術者を含めた3名までとします。

#### ④ 説明事項

企画提案書に記載されている内容の範囲で説明を行ってください。

#### ⑤ プレゼンテーションに必要な機器類

事務局が用意する以下の機器を使用することができますが、パソコンについては各者持参とします。

- ・スクリーン
- ・プロジェクター 型番：EPSON EB-W41
- ・レーザーポインター

## 10 審査結果

---

審査結果は、令和7年7月上旬に、市ホームページで公表するとともに、プロポーザル参加者全員に審査結果通知書（様式第9号）を電子メール及び文書で送付します。

なお、審査結果等についての異議申し立ては受け付けませんので、あらかじめご了承ください。

## 11 契約に関する事項

---

### (1) 提案内容の調整

受託候補者の企画提案書等の記載内容が、原則として契約締結時の業務内容となりますが、本業務の目的達成のため、受託候補者との協議により、内容を修正・変更する場合があります。

### (2) 契約の締結

選定された受託候補者との協議が整い次第、大洲市契約に関する規則（平成17年大洲市規則第54号）に基づいて契約を締結することとします。なお、受託候補者との契約締結ができないと判断した場合は、評価点の次点者と契約締結に向けた交渉を行います。

## 12 提出書類の取扱い

---

- (1) 提出後の差し替え及び追加・削除は一切認めません（市からの指示があった場合を除く。）
- (2) 企画提案書等に記載した予定技術者は、変更できないものとします。ただし、やむを得ない理由により変更する場合には、協議のうえ決定するものとします。
- (3) 提出された全ての書類は返却しません。

## 13 情報公開及び提供

---

市は企画提案者から提出された企画提案書等について、大洲市情報公開条例の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとします。ただし、業務を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合があります。

なお、本プロポーザルの受託候補者決定前において、その決定に影響が出るおそれがある情報については、決定後の開示とします。

## 14 留意事項

---

### (1) 失格事項

参加申込書、企画提案書等の提出された書類について、次の条件のいずれかに該当する場合は、提出書類の全てを無効とし、その者を失格とします。

- ① 前記4の参加資格要件を満たさない者
- ② 実施要領等の条件に違反する表現、書類の提出をした者
- ③ 提出書類に不備又は虚偽の記載をした者
- ④ 必要書類が提出期限内に到着しなかった者
- ⑤ 事務局関係者等に直接、間接を問わず、本業務に関する助言や連絡を求めると、又は不正な接触などを行った者
- ⑥ 審査の公平性に影響を与えるような不誠実な行為をした者

### (2) その他の留意事項

その他の留意事項は次のとおりです。

- ① 本プロポーザルに要する費用は、参加者の負担とします。
- ② やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認められる場合は、中断、または取り消すことがあります。この場合においても本プロポーザルに要した費用を市に請求することはできないものとします。
- ③ 電子メール等の通信事故については、本市はいかなる責任も負わないものとします。
- ④ 参加者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできないものとします。

## 15 問い合わせ先

---

所在地 〒795-8601 愛媛県大洲市大洲690番地の1  
担当部署 大洲市 総務部 財政契約課 市民文化会館建設推進室  
電話番号 0893-24-1721 (直通)  
FAX番号 0893-24-2228  
E-mail kensetsu-suishin@city.ozu.ehime.jp